

要 望 書

2005年6月6日

金融担当大臣 伊藤達也 殿

場外舟券・車券売場建設に反対する会
会長 徳永 博 〒522-0041 彦根市平田町 659-7

場外券売場建設にからむ滋賀銀行の融資について

[要望の趣旨]

私たちは滋賀県彦根市原町の場外舟券・車券売場建設計画に反対しています。貴職におかれましては、当該場外舟券・車券売場建設にからむ滋賀銀行の融資について厳重に調査して頂いた上で、法に基づき適切な指導監督をしていただくよう要望いたします。

[要望の理由]

彦根市原町の地権者団体と㈱トランスワードなる民間会社は、彦根市長と市民の反対運動を無視して巨大ギャンブル施設設置計画を推進しています。本年4月20日の衆議院 国土交通委員会で明らかになったように、このギャンブル施設建設用地の多くは「滋賀県信用農業協同組合連合会」「東びわこ農業協同組合」「彦根市農業協同組合」「滋賀銀行」などにより抵当権、根抵当権が設定され、差押、仮差押物件も含まれています。

滋賀銀行が本年3月30日と4月13日、仮差押物件に抵当権を設定して、当該ギャンブル施設建設の関係者に計1億6千万円を融資しています。これは返済の見込みがない不正融資である疑いがあるもので、国をあげて不良債権処理に努めている現在、常軌を逸した行為と言わざるを得ません。この他にも、このギャンブル施設建設計画にからむ滋賀銀行の行為には不審な点があります。詳細は5月17日、近畿財務局にて説明した通りです。

このギャンブル施設建設には、彦根市長が地元周辺自治会の反対意思を尊重し、前市長の同意書を撤回して反対意思を明確にしています。

このギャンブル施設建設の関係者に対し、地域社会の「公器」を自称する滋賀銀行が不審な融資を続ける事は、市民に対する背信行為と言わざるを得ません。

貴職におかれましては、当該ギャンブル施設建設計画にからむ滋賀銀行の融資とその後の対応に不正がないか厳密に調査をしていただき、法に基づく適切な指導監督をしていただくよう要望します。

以上